

【修正版 こちらの書類をご利用ください。】

平成 年 月 日

年 組

保護者 様

練馬区立関町北小学校

お子様が以下の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」(この場合、欠席扱いにはなりません)となります。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、以下の「登校届」に必要事項をご記入のうえ、学校までご提出ください。

種別	学校感染症と出席停止の基準		
	病名	出席停止の期間〔平成24年4月改正〕	
第一種	鳥インフルエンザ〔H5N1〕	治癒するまで〔病気が治るまで〕	
第二種	インフルエンザ	発症したあと5日、解熱したあと2日が経過するまで	但し、病状により学校医その他医師が感染の怖れがないと認めた場合には、左記にかかわらず、登校できます。
	百日咳	特有の咳がとれるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹〔はしか〕	熱が下がってから、3日が経過するまで	
	流行性耳下腺炎〔おたふく〕	耳、顎または舌の下が腫れ出したあと、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹〔三日はしか〕	発疹が消えるまで	
	水痘〔みずぼうそう〕	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱〔プール熱〕	主な症状がなくなったあと、2日が経過するまで	
	結核	専門医等において、感染の怖れがないと認められるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症〔O-157等〕	病状により、学校医や専門医から、感染の怖れがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ・細菌性赤痢		
	溶連菌感染症		
	ウイルス性肝炎		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	マイコプラズマ感染症		
	感染性胃腸炎〔ノロウイルス等〕		
	その他〔 〕		

キリトリ

### 登校届

平成 年 月 日

練馬区立関町北小学校長 様

病名 \_\_\_\_\_ 病〔医〕院名 \_\_\_\_\_

上記の疾病について、\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 からの加療の結果、医師より登校許可の診断が出されました

ので、\_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から登校いたします。

\_\_\_\_年 組 児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

保護者の方が記入して、学校へ提出してください。